

高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター

指定管理者募集要項

第5期

高座清掃施設組合

令和8年9月

## 目次

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 1.  | 趣旨及び募集.....            | 1  |
| 2.  | 公募の概要.....             | 1  |
| (1) | 対象施設.....              | 1  |
| (2) | 指定期間.....              | 1  |
| (3) | 指定管理者の募集.....          | 1  |
| (4) | 照会窓口.....              | 1  |
| 3.  | 対象施設の概要.....           | 2  |
| (1) | 高座施設組合屋内温水プール.....     | 2  |
| (2) | 本郷老人福祉センター 本郷荘.....    | 2  |
| 4.  | 指定管理者が行う業務.....        | 2  |
| (1) | 施設運営に関して行う業務.....      | 2  |
| (2) | 施設の維持管理に関して行う業務.....   | 2  |
| (3) | 自主事業として実施できる業務.....    | 2  |
| (4) | その他の業務.....            | 3  |
| 5.  | 職員配置及び経費等.....         | 3  |
| (1) | 職員配置.....              | 3  |
| (2) | 指定管理料.....             | 4  |
| (3) | 施設運営収入.....            | 5  |
| (4) | 自主事業収入.....            | 6  |
| (5) | 指定管理者の収入と支出.....       | 6  |
| (6) | 指定管理料の支払.....          | 7  |
| (7) | 管理口座.....              | 7  |
| (8) | リスク分担.....             | 7  |
| (9) | 業務実施上の留意事項.....        | 8  |
| 6.  | 公募及び選定に関する事項.....      | 12 |
| (1) | 公募スケジュール.....          | 12 |
| (2) | 公募の手続きについて.....        | 13 |
| (3) | 審査及び選定の手続きについて.....    | 16 |
| (4) | 応募条件等について.....         | 17 |
| 7.  | 協定及び準備に関する事項.....      | 20 |
| (1) | 協定の締結.....             | 20 |
| (2) | 協定の主な内容.....           | 20 |
| (3) | 開業準備及び業務の引継ぎ.....      | 21 |
| (4) | 指定候補者及び次期指定管理者の変更..... | 21 |

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| (5) | 指定取消及び管理業務の停止等..... | 22 |
|-----|---------------------|----|

## 1. 趣旨及び募集

高座清掃施設組合（以下「組合」という。）は、公の施設である高座施設組合屋内温水プール及び本郷老人福祉センターの管理について、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に応えるため、民間の能力を活用しつつ、サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的として、高座清掃施設組合屋内温水プール条例（以下「プール条例」という。）第4条及び本郷老人福祉センター条例（以下「センター条例」という。）第4条により、平成18年度から指定管理者制度を導入しました。

このたび、令和9年4月から管理運営を行う指定管理者を選定するにあたり、次のとおり事業者を募集します。

## 2. 公募の概要

### （1）対象施設

高座施設組合屋内温水プール  
本郷老人福祉センター 本郷荘

### （2）指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

※ 本郷荘は、令和10年度に竣工を予定している（仮称）地域交流温浴センターの供用開始に合わせて閉館することを予定しています。よって本郷荘の指定期間は、本郷荘閉館までとします。

※ 本郷荘の指定管理における事業提案は、令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）の指定期間として提案するものとします。ただし、本郷荘閉館後に業務対象施設から除外するものとします。

### （3）指定管理者の募集

組合は、プール条例第6条第1項及びセンター条例第6条第1項に基づき公募を行い、高座清掃施設組合指定管理者選定委員会の意見を尊重して、指定候補者及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者）の選定を行います。

その後、高座清掃施設組合議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

### （4）照会窓口

〒243-0417 海老名市本郷1番地の1  
高座クリーンセンター5階 事務室  
高座清掃施設組合総務課 財務係（指定管理者選定委員会事務局）

電話：046-238-2094 FAX：046-238-6010

E-mail：keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

### 3. 対象施設の概要

- (1) 高座施設組合屋内温水プール（以下「温水プール」という。）

〒243-0417 神奈川県海老名市本郷 20 番地の 1

温水プールは、「住民の健康と体位の向上を図り、福祉の増進に寄与するため」に設置される施設です。（プール条例第 1 条）

- (2) 本郷老人福祉センター 本郷荘（以下「本郷荘」という。）

〒243-0417 神奈川県海老名市本郷 295 番地の 5

本郷荘は、「老人の福祉の増進に寄与するため」に設置される施設です。  
（センター条例第 1 条）

### 4. 指定管理者が行う業務

- (1) 施設運営に関して行う業務

ア 施設等の利用調整、受付、案内業務  
イ 救護及びプール等監視業務  
ウ 施設等の利用の承認及び取消し業務  
エ 施設等の利用料金徴収等業務  
オ 安全衛生管理業務  
カ 利用者からの意見、苦情及び要望等対応業務  
キ 公報・広告業務  
ク 送迎バスの運行、運転及び添乗業務

- (2) 施設の維持管理に関して行う業務

ア 施設及び付帯設備運転管理業務  
イ 設備機器維持管理業務  
ウ 建築物保守管理業務  
エ 清掃業務  
オ 備品管理業務  
カ 保安警備業務  
キ 外構植栽管理業務  
ク 環境衛生管理業務  
ケ 廃棄物処理業務

- (3) 自主事業として実施できる業務

ア スポーツ・レクリエーションの普及、啓発及び振興事業

- イ 高齢者福祉事業の普及、啓発及び振興事業
- ウ 物販事業（自動販売機等）
- エ その他、組合が認める事業
- （４）その他の業務
  - ア 事業計画書の作成
  - イ 事業報告書の作成
  - ウ 自己評価
  - エ 利用者満足度調査（年１回以上）
  - オ 組合が行う第三者評価への協力
  - カ 組合が行う労働条件審査の受審
  - キ 温水プール及び本郷荘の運営に関し必要な業務
  - ク 高座清掃施設組合 SDGs アクションプログラムへの協力
  - ケ その他法令に基づく施設管理及び点検、保守、補修等

## ５．職員配置及び経費等

### （１）職員配置

温水プール及び本郷荘の設置目的を理解し、本業務を遂行できる能力を有し、公の施設にふさわしい態度で業務にあたることのできる者を、本業務に従事する人員（以下「従事者」という。）として配置するものとします。

従事者の配置計画及び業務形態等は、労働基準法及び関係法令等を順守し、かつ、温水プール及び本郷荘の運営に支障が出ないようにするものとします。

なお、配置される職員のうち１名を温水プール及び本郷荘総括責任者として選任します。（総括責任者は専任となります。）

その他、資格要件は以下のとおりとなります。

#### ア 防火管理者

消防法施行令第３条第１項第１号の規定による甲種防火管理講習修了者１名以上（温水プール及び本郷荘兼任可）

#### イ 電気主任技術者

電気事業法に基づく電気主任技術者第一種、第二種、第三種のいずれかを有する者１名以上（温水プール及び本郷荘兼任不可）

※ 電気事業法施行規則第５２条第２項の規定により、工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託契約を、電気保安法人又は一定の要件に該当する者と締結し、かつ、保安上支障がないものとして所轄産業保安監督部長の承認を受けた場合には、電気主任技術者を配置しない

ことを可能とします。

ウ 危険物取扱者

消防法に基づく危険物取扱者甲種または、乙種第4類のいずれかを有する者1名以上（温水プール）

エ ボイラー技士

労働安全衛生法に基づくボイラー技士、(特級、一級、二級)のいずれかの資格を有する者1名以上（温水プール）

オ 温水プール管理責任者・衛生責任者

従事者のうち、経験及び知識並びに統率力があり、公益社団法人日本体育施設協会が認定する水泳指導管理士資格を有する者1名を、従事者に対するマネージメントを総括し、安全で衛生的な管理及び運営にあたる温水プール管理責任者として選任し、従事者のうち、水質に関する基本知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有する者1名を、温水プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他の施設の日常の衛生管理にあたる温水プール衛生責任者として選任し、それぞれ配置します。  
(温水プール管理責任者と温水プール衛生責任者は兼任可)

カ 本郷荘管理責任者・衛生責任者

従事者のうち、経験及び知識並びに統率力がある者各1名を、従事者に対するマネージメントを総括し、安全で衛生的な管理及び運営にあたる本郷荘管理責任者として選任し、配置します。  
(本郷荘管理責任者と本郷荘衛生責任者は兼任可)

キ 法令等により資格等を必要とする業務に従事する者

業務内容又は法令などにより、資格を有する作業、業務については、有資格者を選任し配置するものとします。

ク 上記アからキの従事者は、高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載がなく、且つ運営に支障がない限り、兼務することができます。

(2) 指定管理料

本施設の運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、組合は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の

維持保全に係る清掃、点検、運転・監視及び見積金額が年額 100 万円以下の修繕等を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）ごとに、組合の予算の範囲内で、組合と指定管理者が協議の上決定します（予算は議決案件であり、各年度の予算案の議決が条件となります）。指定管理料の支払時期及び方法等は協定で定めます。

なお、指定管理者による管理運営が、本募集要項及び仕様書や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料減額の基準及び手続き等については、協定で定めます。

#### ○参考 1 指定管理料算出の考え方

「維持管理運営費用（一般管理費含む）」から、「施設運営収入」を減じた額、として提案いただいた金額を、「指定管理料」とします。

$$\text{指定管理料} = \text{維持管理運営費用（一般管理費含む）} - \text{施設運営収入}$$

#### ○参考 2 現指定管理者の指定管理料

（単位：千円）

| 令和 4 年度  | 令和 5 年度  | 令和 6 年度  | 令和 7 年度  |
|----------|----------|----------|----------|
| 124, 181 | 125, 091 | 126, 155 | 125, 776 |

#### ○参考 3 指定管理料の上限額（指定期間総額）

金 849, 079, 000 円

### （3）施設運営収入

本事業では、利用料金制を導入するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることが出来ます。利用料金は、組合が条例（プール条例第 2 3 条）で定める額を上限として、指定管理者が組合の承認を得て定めることが出来ます。なお、本郷荘は利用料金を徴収していません。

#### ○参考 利用料金収入等

（単位：千円）

| 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|---------|---------|---------|---------|
| 22, 963 | 25, 473 | 26, 014 | 26, 509 |

(4) 自主事業収入

本事業において、指定管理者が自らの提案により実施する事業に伴う収入を、自らの収入とすることが出来ます。ただし、料金設定については、公の施設で実施することを踏まえるものとします。

ア スポーツ教室等事業収入

イ 物販等事業収入

ウ その他目的外使用に伴う収入

(5) 指定管理者の収入と支出

ア 指定管理者の収入と支出

|    |                          |                                                                                               |                                        |
|----|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 収入 | 施設の運営に関して指定管理者が行う業務に伴う収入 | 指定管理料                                                                                         |                                        |
|    |                          | 施設運営収入<br>(ただし、利用料収入のうち、地域住民へ配布する優待券(約600枚/年)は収入に含まれません。)                                     |                                        |
|    | 自主事業として実施できる業務に伴う収入      | ア スポーツ・レクリエーションの普及、啓発及び振興事業収入<br>イ 高齢者福祉事業の普及、啓発及び振興事業収入<br>ウ 物販事業(自動販売機等)<br>エ その他目的外使用に伴う収入 |                                        |
| 支出 | 施設の運営に関して指定管理者が行う業務      | 人件費                                                                                           | 館長、副館長、事務員、監視員他                        |
|    |                          | 事務費                                                                                           | 消耗品費、広告宣伝費等                            |
|    |                          | 管理費                                                                                           | 光熱水費、修繕費、清掃費、警備費、保険料、公租公課、一般管理費、その他経費等 |
|    | 自主事業として実施できる業務に伴う支出      | 自主事業費                                                                                         | 目的外使用料(自動販売機、物販等)、その他経費等               |

イ 行政財産の目的外使用

自主事業の実施が、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用(自動販売機の設置等)に該当する場合は、組合長の許可を得て、財産の目的外使用に係る使用料を組合に納める必要があります。

ウ 余剰金

組合が求めた業務を過不足なく遂行したうえで、経費削減等の指定管理者の経営努力によって生み出された余剰金は、組合に還付する必要はありません。また、指定管理料に不足が生じて、不足額の補填は行ないません。

(6) 指定管理料の支払

原則として、指定管理料は4月分を除いて月ごとに前月末までに支払うことを想定していますが、支払時期や方法は協定にて定めます。

(7) 管理口座

会計処理の透明性確保の観点から、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座については、他で営む事業で利用する口座とは別に開設した口座で適正に管理するものとします。

(8) リスク分担

| リスクの種類         | リスクの内容                               | 負担者 |           |    |
|----------------|--------------------------------------|-----|-----------|----|
|                |                                      | 組合  | 指定<br>管理者 | 協議 |
| 物価変動           | 収支計画に多大な影響を与えるもの                     |     |           | ○  |
|                | それ以外のもの                              |     | ○         |    |
| 資金調達           | 資金調達不能による管理運営の中断                     |     | ○         |    |
|                | 金利上昇等による資金調達費用の増加                    |     | ○         |    |
| 法令等変更          | 管理運営に直接影響する法令等の変更                    |     |           | ○  |
| 税制変更           | 消費税（地方消費税を含む）率等の変更                   |     |           | ○  |
|                | 法人税・法人市民税率等の変更                       |     | ○         |    |
|                | それ以外で管理運営に影響するもの                     |     |           | ○  |
| 管理運営内容<br>の変更等 | 組合の政策による期間中の変更                       |     |           | ○  |
|                | 指定管理者の発案による期間中の変更                    |     |           | ○  |
| 許認可等           | 組合が取得すべき許認可等が取得・更新<br>されないことによるもの    | ○   |           |    |
|                | 指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新<br>されないことによるもの |     | ○         |    |
| 需要変動           | 大規模な外的要因による需要変動                      |     |           | ○  |
|                | それ以外のもの                              |     | ○         |    |
| 管理運営の中<br>断・中止 | 組合に帰責事由があるもの                         | ○   |           |    |
|                | 指定管理者に帰責事由があるもの                      |     | ○         |    |
|                | それ以外のもの                              |     |           | ○  |
| 施設等の損傷         | 指定管理者に帰責事由があるもの                      |     | ○         |    |
|                | 指定管理者が設置した設備・備品                      |     | ○         |    |

|                |                                        |   |   |   |
|----------------|----------------------------------------|---|---|---|
|                | それ以外のもの                                |   |   | ○ |
| 水道光熱費          | 業務対象施設                                 |   | ○ |   |
| 利用者等への<br>損害賠償 | 組合に帰責事由があるもの                           | ○ |   |   |
|                | 指定管理者に帰責事由があるもの                        |   | ○ |   |
|                | 組合と指定管理者の両者、又は被害者・<br>他の第三者等に帰責事由があるもの |   |   | ○ |
| 不可抗力           | 不可抗力による施設・設備の復旧費用                      | ○ |   |   |
|                | 不可抗力による管理運営の中断                         |   |   | ○ |
| 引継費用           | 管理運営の引継ぎに必要な費用                         |   | ○ |   |

※ 「不可抗力」とは、豪雨、地震、火災、テロなどの天災及び人災等をいう。

#### (9) 業務実施上の留意事項

##### ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定管理期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

##### <主な関係法令>

- 地方自治法
- 地方自治法施行令
- 高座清掃施設組合屋内温水プール条例
- 高座清掃施設組合屋内温水プール条例施行規則
- 本郷老人福祉センター条例
- 本郷老人福祉センター条例施行規則
- 個人情報の保護に関する法律
- 高座清掃施設組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例
- 高座清掃施設組合個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- 高座清掃施設組合指定管理者の指定に係る暴力団排除措置要綱
- 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法及び雇用保険法等）
- 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法及び建築物の衛生的環境の確保に関する法律等）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律等）

- プールの安全標準指針（平成１９年３月文部科学省及び国土交通省策定）
- 遊泳用プールの衛生基準（平成１９年５月厚生労働省策定）

#### イ 業務の基準・評価について

##### （ア）事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書を作成し、組合に提出します。また、毎月の収支、勤務状況、運営状況等を取りまとめた月次報告書及び年間の事業報告書等を作成し、組合に提出します。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協議等において定めます。

##### （イ）利用者モニタリング及び自己評価の実施

指定管理者は、定期的に利用者から施設運営に関する意見や満足度を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。

また、業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者モニタリングの結果及び利用実績の分析等に基づき、年１回以上、自己評価を実施し、組合に報告することとします。なお、自己評価の結果は、組合が行う「指定管理者評価」に含めて組合のウェブサイトで公表されます。

##### （ウ）組合が行う第三者評価への協力

指定管理者は、指定管理期間中２回（２年目及び４年目）実施予定の第三者評価へ協力することとします。

組合は、第三者評価の結果、業務の改善等が必要と判断する場合は、必要な指導を行い、指定管理者はこれに従うものとします。

##### （エ）組合が行う労働条件審査の受審

指定管理者は、指定管理期間中２回（１年目及び３年目）実施予定の社会保険労務士による労働条件審査を受審するものとします。

組合は、労働条件審査の結果、改善等が必要と判断した場合は、指定管理者に対し必要な指導を行い、指定管理者はこれに従うものとします。

##### （オ）業務の基準を満たしていない場合の措置

組合は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示します。それでも改善がみられない場合、組合は地方自治法第２４４条の２第１１項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

この場合、組合に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。  
また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

#### ウ その他

##### (ア) 個人情報の保護について

指定管理者及び従事者は、個人情報を収集し保管又は利用するにあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)等により、個人情報の保護について必要な措置を講じることとします。

##### (イ) 機密保持について

指定管理者は、業務上知り得た秘密を漏らしたり、自己の利益のために利用したりすることは禁止されます。指定管理者の指定期間が満了若しくは取消された後又は従事者が職を退いた後も同様とします。

##### (ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- A) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、組合又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- B) 施設において事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を組合に報告しなければなりません。
- C) 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した損害賠償責任保険に加入し、当該保険から保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人保証の保険金額は対人賠償1名、対物賠償1事故につき、それぞれ1億円以上とし、組合を追加被保険者としてします。

##### (エ) 苦情・要望について

指定管理者は、利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、業務報告書にとりまとめ、組合に報告することとします。

##### (オ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の対応について

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、組合と指定管理者は誠意をもって協議すること

とします。

(カ) 本業務の継続が困難と認められた場合の措置

A) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

組合長は、指定管理者がプール条例第14条及びセンター条例第14条の指示に従わないとき若しくはその他指定管理者の責めに帰すべき理由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、指定の取消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします（プール条例第15条第1項及びセンター条例第15条第1項）。その場合、指定管理者に損害が生じても、組合はその賠償の責を負いません（プール条例第15条第2項及びセンター条例第15条第2項）。

また、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

B) 当事者の責めに帰することが出来ない事由による場合

組合及び指定管理者双方の責めに帰することが出来ない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

また、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

(キ) 公租公課

指定管理者は、法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、所管の県税事務所及び税務署にお問い合わせください。

(ク) 建物・設備等の報告

指定管理者は、建物・設備等の維持保全状況について、点検等により確認し、毎月組合に報告します。

(ケ) 災害等発生時の対応について

指定管理者は、災害等発生時に組合からの協力要請に対して協力するよう努める義務があります。

(コ) 廃棄物の対応について

指定管理者は、施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、海老名市の分別ルールに従って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど、廃棄物抑制の取組みを推進すると共に、指定管理者自ら処理することとします。

(サ)自動販売機の設置

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該事業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(シ)財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、組合は年度に1回、指定管理者となっている団体（共同事業体の場合は、すべての構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(ス)ウェブサイトについて

指定管理者が、本施設のウェブサイトを設置する場合には、全ての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保することとします。

(セ)その他

その他記載のない事項については、組合と協議することとします。

## 6. 公募及び選定に関する事項

### (1) 公募スケジュール

|   | 項 目                                                  | 期間等                       |
|---|------------------------------------------------------|---------------------------|
| ア | プロポーザル公告<br>参加名簿登録申込受付開始<br>質問票の受付開始                 | 令和8年9月17日（木）              |
| イ | プロポーザル募集要項配布終了<br>参加名簿登録申込受付期間終了<br>質問票の受付期間終了※メールのみ | 令和8年10月9日（金）※午後5時まで       |
| ウ | 質問票への回答                                              | 令和8年10月15日（木）までにホームページに掲載 |
| エ | 応募書類の受付開始                                            | 令和8年10月16日（金）             |
| オ | 応募書類の受付期限                                            | 令和8年10月23日（金）※午後5時まで      |
| カ | 第1次審査（提出書類等の審査）                                      | 令和8年11月9日（月）              |
| キ | 第1次審査結果通知発送                                          | 令和8年11月11日（水）             |
| ク | 第2次審査（プレゼン・ヒアリング）                                    | 令和8年11月20日（金）             |
| ケ | 第2次審査結果通知発送・仮協定手続き開始                                 | 令和8年11月下旬（予定）             |
| コ | 指定管理者の指定                                             | 令和8年12月下旬（予定）             |
| サ | 本協定締結                                                | 令和9年4月                    |

(2) 公募の手続きについて

ア 施設視察等

対象施設の視察を希望される応募者は、令和8年9月17日（木）から10月9日（金）までの間で事前に（2. 公募の概要4 照会窓口）までご連絡ください。ただし、業務の都合でご希望に添えない場合もございます。

イ 募集要項等に関する質問受付

※電子メールのみの受付とします。なお、電話、FAX 及び口頭並びに持参等は不可。

(ア) 受付期間

令和8年9月17日（木）から10月9日（金）午後5時まで

(イ) 受付方法

指定管理者募集に係る質問票（様式4-1、4-2）に記入の上、電子メールで提出してください。なお、メールの件名は「【プロポーザル 質問 社名（事業者名）】」で送付してください。

(ウ) 質問回数

提案者ごとに1回までとします。

(エ) 質問送付先

高座清掃施設組合総務課 財務係（指定管理者選定委員会事務局）

E-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

※送信後、必ず電話により着信確認をしてください。

ウ 質問への回答

令和8年10月15日（木）までに、組合ホームページで回答を公表します。

エ 指定管理者募集参加名簿登録申込受付

(ア) 指定管理者募集参加名簿登録申込

指定管理者募集に参加の意思がある団体は、指定管理者募集参加名簿登録申込書（様式1）を作成し、組合に提出してください。

(イ) 受付期限

令和8年10月9日（金）午後5時まで

(ウ) 提出方法

持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください。

（受付期限内必着）

## オ 応募書類の受付

### (ア) 指定申請書及び事業者に関する書類

下記番号の順に並べ、次のとおり提出してください。用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズとしてください。

原本 1部・・・ページ数を付してファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出

副本 2部・・・ページ数及びインデックスを付してファイル綴りをして提出

副本 8部・・・団体名を消し、団体が特定できない状態（黒塗り等）にしたものに、ページ数及びインデックスを付してファイル綴りをして提出

※PDFデータ（DVD等）も併せて提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式2-1）
- ② 構成グループ用指定申請書（様式2-2、2-3）
- ③ 定款、規約その他これらに類する書類
- ④ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- ⑤ 法人以外の申請者にあっては、会則等の構成を表す書類
- ⑥ 商法法人にあっては、申請書の提出日の属する事業年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書。ただし、当該申請者が申請書の提出日に属する事業年度に設立された商法法人である場合は、この限りではありません。
- ⑦ 商法法人以外の法人その他の団体にあっては、前年度の事業実績報告書及び収支計算書（ただし、当該申請者が申請書の提出日に属する事業年度に設立された商法法人以外の法人その他の団体である場合は、この限りではありません。）並びに今年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑧ 団体の業務内容を明らかにする書類（団体概要、経歴、実績、組織構成及びパンフレット等）
- ⑨ 最近1年間の次の納税証明書

なお、課税されていないものに関しては、提出は不要といたします。

- a 国税 納税証明書（その3の3）
- b 都道府県民税 事業税、法人都道府県民税及び自動車税の納税証明書
- c 市町村税 法人市町村税、固定資産税及び軽自動車税の納

### 税証明書

- ⑩ 暴力団員等の排除に係る調査承諾書（様式5）
- ⑪ 非公開としたい情報届出書（様式6）
- ⑫ 確約書（様式7）

### ※共同事業体に関する取扱い

応募にあたって、①から⑫の書類のうち、②様式2－2を代表団体がまとめて作成し、②様式2－3を構成する団体ごとに作成して組合に提出してください。その他の書類は、構成する団体ごとに作成して組合に提出してください。

### ※非公開としたい情報の取扱い

指定管理者として指定された場合、提案内容は、⑪により提出された内容も含めて全て公開の対象となります。

### (イ)事業計画書及び収支予算書（様式3）

下記番号の順に並べ、次のとおり提出してください。用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズとしてください。

原本 1部・・・ページ数を付してファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出

副本 2部・・・ページ数及びインデックスを付してファイル綴りをして提出

副本 8部・・・団体名を消し、団体が特定できない状態（黒塗り等）にしたものに、ページ数及びインデックスを付してファイル綴りをして提出

※PDFデータ（DVD等）も併せて提出してください。

#### ① 事業計画書（下記事項を含めること。）

- a 施設の管理運営について
- b 施設従事者の配置について
- c 管理運営方法について
- d 自主事業計画について
- e 事業者の活動状況について
- f サービスの向上について
- g 安全対策について

#### ② 収支予算書

- h 5箇年の総括歳入・歳出予算書について

i 5箇年の自主事業関係内訳予算書について

※副本は、正本の写しとすることが出来ます。ただし、正本において  
カラー印刷されたものは、写しも同様のものとします。

(ウ)受付期間

令和8年10月16日（金）から令和8年10月23日（金）午後5時まで

(エ)提出方法

持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください。

（受付期限内必着）

カ 書類等の提出先

〒243-0417 海老名市本郷1番地の1

高座クリーンセンター5階 事務室

高座清掃施設組合総務課 財務係（指定管理者選定委員会事務局）

(3) 審査及び選定の手続きについて

ア 審査方法

審査は、応募者の提出書類及びヒアリング審査等に基づき、評価基準に従い総合的に実施します。また、ヒアリング審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。ヒアリング審査では、団体の代表者又は代理人含め、出席者は合計3名以内でお願いします。

イ 選定委員会

選定は、選定委員会にて行います。

ウ 評価基準について

応募にあたっては、次表の事項について提案を求めます。

| 選定基準（評価内容）                                   |                                    | 配点 |
|----------------------------------------------|------------------------------------|----|
| 施設等の平等利用が確保できるものであるか。                        |                                    | 10 |
| 施設等の平等・公平に利用できる仕組み作りと、多様な利用者への配慮について示されているか。 | 障がい者の利用支援に対して、具体的な提案が示されているか。      | 5  |
|                                              |                                    | 5  |
| 施設等の効果を最大限に発揮するものであるか。                       |                                    | 25 |
| スポーツ普及振興事業及び老人福祉事業の実績はあるか。                   |                                    | 5  |
|                                              | 実現可能な広報・利用促進策が示されているか。             | 5  |
|                                              | 魅力ある自主事業により、集客力を向上させる取り組みが示されているか。 | 10 |

|  |                                                                      |    |
|--|----------------------------------------------------------------------|----|
|  | 安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示されているか。                                       | 5  |
|  | 施設等の管理経費の縮減が図れるものであるか。                                               | 40 |
|  | 管理経費が正確かつ適正に積算されているか。                                                | 5  |
|  | 管理経費の縮減努力が具体的に示されているか。                                               | 15 |
|  | 施設の点検、清掃、外構植栽の管理等の予算について示されているか。                                     | 5  |
|  | 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画及びその予算が示されているか。                       | 15 |
|  | 施設等の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであるか。                                   | 25 |
|  | 事業の評価、事業改善策について示されているか。                                              | 10 |
|  | 施設の管理運営を行うことが可能な人員配置、経営体制、経営体力、適切な経営の情報開示、類似施設等の管理運営等の実績について示されているか。 | 10 |
|  | 将来にわたり安定した経営基盤を有するか。                                                 | 5  |

#### エ ヒアリング審査の注意事項

ヒアリング審査で実施するプレゼンテーションでは、電子機器等及びパワーポイント等のプレゼンテーション用ソフトを使用することを認めます。また、プロジェクター及びスクリーンは、会場設備を使用できますが、使用する電子機器等の接続については、応募者自らが行うこととします。

#### オ 選定結果の通知・公表

選定結果は応募者に対して速やかに通知します。また、選定の結果は、組合ホームページに掲載し公表します。

#### カ 指定管理者の指定

高座清掃施設組合議会の議決後に、指定管理者として指定します。

#### キ 指定管理者との協定締結

「7. 協定及び準備に関する事項」を参照

### (4) 応募条件等について

#### ア 応募者の資格

同類施設の管理運営業務の実績を有し、施設の管理業務を円滑に遂行できる法人その他の団体（法人格の有無は問いません。）

(ア) 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が図れる者

(イ) 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的、人的能力を有し

ている者

- (ウ) 当組合の特別職（以下「組合長等」という。）、行政委員会委員及び議員の職にある者が役員となっていない法人

#### イ 欠格事項

本プロポーザル告示日現在から指定管理者候補者決定の期間までにおいて、次の（ア）から（ス）に該当する団体は、プロポーザルに参加し、指定管理者候補者になることができません。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により当組合における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (イ) 構成市の指名停止措置を受けている者
- (ウ) 破産法の規定による破産手続き開始の申立てをしている者
- (エ) 会社更生法の規定による更正手続き中の者
- (オ) 民事再生法に基づく再生手続き中の者
- (カ) 国税又は地方税を滞納している者
- (キ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていない者
- (ク) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定取消しを受けてから2年間が経過していない者
- (ケ) 指定管理者の募集において、虚偽申請により選外となった経緯がある者
- (コ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体
- (サ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与している者
- (シ) プール条例第7条第2項及びセンター条例第7条第2項に該当する者
- (ス) その他、法令等に違反している者

#### ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成するすべての団体がイ 欠格事項の（ア）から（ス）までのいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 協定締結時までに、代表団体、団体名及び責任分担を明確に定めた

組合契約を締結し、組合契約書の写しが提出可能であること。

(イ) グループの構成団体が、2以上のグループの構成団体でないこと。

(ウ) 個人でないこと。

(エ) 応募以降の構成団体の変更がないこと。

エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が、イ 欠格事項の（ア）から（ス）までのいずれにも該当しないことが必要です。

オ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

カ 接触の禁止

応募者は、選定委員会委員に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

キ 重複応募の禁止

同一の案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は追加することはできません。ただし、選定委員が認めた場合はこの限りではありません。

ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協働組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 施設視察への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成

(ウ) 選定委員会のヒアリング審査への出席

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) 本募集要項に定める禁止事項に該当する等、本募集要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

シ 応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「高座清掃施設組合情報公開条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、組合が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

また、指定管理者として指定された場合、応募書類は組合ホームページ等で公開されます。写真等を掲載する場合は、肖像権に配慮し、個人が特定できないようにする等のご対応をお願いします。

ス 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その場合、辞退届（様式8）を提出してください。

セ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担となります。

ソ 提出書類の取扱い・著作権

組合が提示する設計図書（平面図等）の著作権は組合及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した応募者に帰属します。

## 7. 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、組合は指定管理者と細目について協議を行い、高座清掃施設組合議会の議決を経て指定管理者として指定された後、基本協定を締結します。（プール条例第12条第1項、センター条例第12条第1項）また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

### (2) 協定の主な内容

#### ア 事業計画書に関する事項

- イ 利用に係る料金に関する事項
- ウ 管理経費に関する事項
- エ 指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告書に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項
- キ 温水プールの施設等の管理上、組合に生じた損害賠償に関する事項
- ク 管理運営業務の範囲及び内容
- ケ 法令の順守
- コ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等)
- サ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- シ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- ス 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- セ 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ソ 指定期間満了に関する事項
- タ 協定内容の変更に関する事項
- チ その他組合長が必要と認める事項

### (3) 開業準備及び業務の引継ぎ

#### ア 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、事業計画書等作成業務及び組合との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。なお、準備経費については指定管理者の負担となります。

#### イ 業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。この場合、引継ぎに要する費用については、指定管理者の負担とします。

#### ウ 次回公募への協力

次回の指定管理者の選定については、次の指定管理期間開始の原則1年前に公募等の手続きを実施する予定です。その際、指定管理者には、公募に必要な資料の提供や現地見学会及び施設視察の実施等に関して、協力をしてください。

### (4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

組合は、高座清掃施設組合議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、指

定しないことができるものとします。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として、協議を行い、指定管理者の候補団体として高座清掃施設組合議会に議案を提出します。

また、次点候補者の地位は指定候補者による管理運営が開始された時点で消滅します。

なお、高座清掃施設組合議会の議決が得られなかった場合においても、本施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

#### (5) 指定取消し及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために組合が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

また、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定取消し又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は組合に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

指定取消し又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき。

イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。

ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。

エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき。

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。

キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき。

ク 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務が行われないとき。

- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの組合又は指定管理者の責めに帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう。）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき。
- コ 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき。
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
- シ その他、組合が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。